

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第八二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化に対応して、中小企業退職金共済制度の長期的な安定を図るため、退職金額の算定方法について見直しなどを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、退職金共済制度における退職金額等の政令事項化

基本退職金の額について、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定めることとする。

二、特定業種退職金共済制度における掛金日額の範囲の引上げ

特定業種退職金共済制度における掛金日額の範囲を、三百円以上八百円以下（現行は百二十円以上四百五十円以下）に引き上げることとする。

三、勤労者退職金共済機構の理事長等の義務等

勤労者退職金共済機構の余裕金の運用に当たり、理事長等は機構のために忠実にその職務を遂行しなければならぬ旨の規定等を設けることとする。

四、勤労者退職金共済機構の業務範囲の見直し

勤労者退職金共済機構の業務のうち、従業員福祉施設の設置等のための資金の貸付業務等については、
廃止することとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。